

人吉市公告第42号

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので公告する。

令和8年4月2日

人吉市長 松岡 隼人

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 人吉市マタニティ応援プロジェクト運営業務（以下「本業務」という。）
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (3) 業務概要 別紙人吉市マタニティ応援プロジェクト運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (4) 予定価格 非公表
- (5) 入札方法 落札決定にあたっては、入札書（様式第8号）に記載された金額（金芽米1袋当たりの単価）をもって行うため、入札書（様式第8号）には予定数量を乗じた総額ではなく、単価を記載すること。
- (6) 最低制限価格 なし
- (7) 入札保証金 見積金額の100分の5以上
- (8) 契約保証金 契約金額の10分の1以上
- (9) その他
 - ア この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査方式による入札である。
 - イ 入札書に記載する金額は、運営業に関する総額（諸経費及び消費税等全て含んだ額）とする。
 - ウ 入札参加者が1者のみの場合でも、有効なものとして入札を執行する。

2 競争入札に参加できるものに必要な資格に関する事項（以下「競争参加資格」という。）

- (1) 入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
 - ア 人吉管内に本社又は営業所を有する者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - ウ 政令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができない者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14条法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第2

25号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の入札参加資格の認定手続を完了している者であること。

オ 国税及び地方税を滞納していないこと。

カ 次のいずれかに該当する者（政令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）でないこと。

(ア) 事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

(イ) 暴力団員が実質的に運営している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者。

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

キ 公告の日から16に記載する開札の日までの間に、本市から競争入札参加資格者指名停止の措置を受けていないこと。

3 入札・契約担当部署（書類提出先）（以下「担当部署」という。）

〒868-8601

熊本県人吉市西間下町7番地1

人吉市経済部農業振興課

電話：0966-22-2111（内線2503）

FAX：0966-24-7869

メールアドレス：nougyou@hitoyoshi.kumamoto.jp

4 提出書類等

(1) 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「競争参加申請書」という。）

イ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請日の前3か月以内に発行されたもの）

ウ 使用印鑑届（様式第2号）

エ 委任状（様式第3号）（入札、契約等に関する権限を支店、営業所等に委任する場合）

オ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の滞納の税額がないことの証明の写し（「その3の3」申請日の前3か月以内に発行されたもの）

カ 市税の滞納の税額がないことの証明の写し（申請日の前3か月以内に発行さ

れたもの)

※ 人吉市に納税義務がない場合は、所在地の滞納の税額がないことの証明の写し

キ 営業所一覧表（様式第4号）

ク 財務諸表又はそれに代わるもの

ケ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第5号）

(2) 提出書類、仕様書等は、市ホームページからダウンロードし入手すること。

(3) 提出方法

上記(1)に掲げる書類（以下「競争参加申請書等」という。）は、3に記載する担当部署に、直接持参又は郵送（書留郵便又はレターパックプラスに限る。提出期限必着）により提出すること。

(4) 提出期限

16に記載する期間、期日等

なお、不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。

(5) 辞退

競争参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式第6号）を提出すること。

(6) その他

ア 競争参加申請書等を期限までに適切に提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、当該競争入札に参加することができず、また落札者として決定されない。

イ 競争参加申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 競争参加申請書等は、返却しない。

エ 提出期限後における競争参加申請書等の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。

オ 競争参加申請書等に虚偽の記載をした場合においては、人吉市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年人吉市告示第52号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

カ 競争参加申請書の提出後に競争参加資格を満たさなくなったときは、直ちにその旨の申出を行うこと。競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらず、その旨を申出なかったときは、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

キ 市は、競争参加申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

5 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、競争参加申請書等の提出期限日を持って行うものとする。結果については、16に記載する期日までに「条件付一般競争参加資格審査

通知書」を電話連絡し、原本は同日に郵送にて発送する。

6 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、市長に対しその理由について書面（様式は任意）を提出することにより説明を求めることができる。その場合、16に記載する期限内に3に記載する担当部署へ、直接持参又は郵送（書留郵便又はレターパックプラスに限る。提出期限必着）により提出すること。
- (2) 説明要求に対する回答は、16に記載する日までに書面により回答する。

7 入札に関する質問及び回答

- (1) 入札公告及び仕様書に対する質問がある場合は、質問書（様式第7号）により、16に記載する期間中、3に記載する担当部署へファックス又は電子メールで提出すること。
なお、送信後、担当部署に電話し到着を確認すること。
- (2) 当該質問に対する回答は、16に記載する期間中、人吉市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）により閲覧に供する。

8 仕様書の閲覧

仕様書は、16に記載する期間中、市ホームページにより閲覧に供す。

9 入札

- (1) 入札は、16に記載する日時、場所にて行う。
- (2) 入札参加者は、人吉市契約規則を遵守し、仕様書等を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者は、本市ホームページに掲載している所定の入札書（様式第8号）を使用すること。
- (4) 入札書は、諸経費込みの消費税等を含んだ金額を記載すること。
- (5) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第9号）を持参させること。

10 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。また、その決定に対し、入札参加者は異議を申し立てることができない。もし、取りやめ等なった場合でも、この入札に関して発生した費用は入札参加者が負担するものとする。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない理由により入札をすることができないと認

められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する不正な行為と認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- (4) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

1.1 入札の無効

次のいずれかに当てはまる入札は無効とする。

- (1) 競争参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付、又は提出しない者のした入札
- (4) 当該競争入札について不正行為を行った者がした入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

1.2 落札者の決定

- (1) 人吉市契約規則（昭和39年人吉市規則第4号）第16条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 1回目の入札で落札者が決定しないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は、1回（初度の入札を合わせて2回）のみ行うが、再度の入札において初度の入札の最低価格以上の入札をした者の入札は、無効とする。
- (3) 予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、入札を終了する。
- (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が複数いる場合は、当該入札者にくじを引かせることにより落札者を決定する。

1.3 入札結果の公表

入札結果は、後日、市ホームページに公表する。

1.4 契約書の作成

落札者は、契約書（案）の詳細な内容について直ちに本市と協議を行い、契約書を速やかに作成するものとし、落札決定後7日以内に契約書を3に記載する担当部署へ提出すること。契約書に定める契約金額は、入札書に記載した総価とする。

1.5 支払条件

本業務の委託料については、令和8年5月1日以降、本業務月次終了後、毎月払として支払うこととする。

1.6 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
仕様書等の閲覧	入札公告の日から令和8年4月27日（月）まで	市ホームページによる。
競争参加申請書等の提出	入札公告の日から令和8年4月14日（火）午後5時まで	持参又は郵送（書留郵便又はレターパックプラスに限る。）による。
競争参加資格確認通知	令和8年4月16日（木）まで（予定）	電話連絡後、書面により通知する。
競争参加資格がないと認められた理由の説明要求	競争参加資格確認通知の日から令和8年4月21日（火）午後5時まで	持参又は郵送（書留郵便又はレターパックプラスに限る。）による。
上記要求に対する回答	令和8年4月24日（金）まで	書面により回答する。
質問書の提出	入札公告の日から令和8年4月20日（月）午後5時まで	FAX又は電子メールによること。
質問に対する回答の閲覧	令和8年4月22日（水）までに適宜回答を作成し、令和8年4月24日（金）まで閲覧に供する。	市ホームページに掲載する。
入札及び開札日時	令和8年4月27日（月）午前11時から	人吉市役所本庁舎4階委員会室②

1.7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) この入札公告に記載する日時、日数、期間については、人吉市の休日を定

める条例（平成2年人吉市条例第46号）第1条に規定する市の休日を含まず、午前9時から午後5時までとする。

- (3) 競争参加申請書等提出書類に虚偽の記載をした場合その他入札手続において不正又は不誠実な行為を行った場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 本入札公告は、入札説明書を兼ねる。